

令和5年第19回教育委員会定例会

開会年月日 令和5年10月5日(木)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委員 仲 山 英 之
同 委員 坂 口 節 子
同 委員 中 田 尚 代
同 委員 岡 田 行 雄

議 題

1 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ事件等に関する陳情書

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

- ① 三原台中学校校長の再逮捕について
- ② 令和5年第三回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
- ③ (仮称)練馬区幼保小連携推進方針〔素案〕に寄せられた意見と区の考え方について
- ④ 練馬区幼保小連携推進方針について
- ⑤ 練馬区立向山小学校校舎等改築スケジュールの変更について
- ⑥ 中村橋区民センターの大規模改修工事に係る説明会の開催について
- ⑦ 練馬こども園の認定について
- ⑧ 練馬こどもカフェの新規店舗について
- ⑨ 保育園入園申請のオンライン化の開始について
- ⑩ 外遊び型子育てのひろば(おひさまぴよぴよ)の拡充について
- ⑪ その他

開 会 午後 1時30分
閉 会 午後 3時20分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長

教育振興部教育総務課長

同 教育施策課長

同 学務課長

同 学校施設課長

同 保健給食課長

同 教育指導課長

同 副参事

同 学校教育支援センター所長

同 光が丘図書館長

こども家庭部子育て支援課長

同 こども施策企画課長

同 保育課長

同 保育計画調整課長

同 青少年課長

同 子ども家庭支援センター所長

三 浦 康 彰

櫻 井 和 之

枝 村 聡

杉 山 賢 司

柴 宮 深

唐 澤 貞 信

山 本 浩 司

風 間 浩 也

村 瀬 美 紀

山 崎 直 子

山 根 由美子

佐 藤 重 康

清 水 輝 一

山 口 裕 介

小 島 芳 一

橋 本 健 太

教育長

ただいまから令和5年第19回教育委員会定例会を開催する。
本日、こども家庭部長は欠席をさせていただいている。
本日、傍聴の方が4名見えておられる。
では、案件に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、陳情2件、協議2件、教育長報告10件である。

(2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ事件等に関する陳情書

教育長

初めに、陳情案件である。

(2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ事件等に関する陳情書。この陳情については、本日新たに提出するものである。

事務局より要旨の読み上げをお願いするとともに、この陳情と教育長報告の①については、関連する案件であるので、続けて説明をし、質疑については報告の①の説明を終了後に一括して行うので、よろしく願います。

それでは、陳情の読み上げをお願いする。

事務局

それでは、新たに提出された陳情要旨について読み上げをさせていただく。お手元の陳情書をご覧ください。

令和5年陳情第3号。区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ事件等に関する陳情書。陳情代表者等は記載のとおりである。

要旨①、教員による犯罪を犯した場合、教員免許の取消し、教育現場への復帰ができないようにしてください。②、厳罰化、教員免許の取消し等を国、都などに働きかけてください。

以上である。

(1) 教育長報告

① 三原台中学校校長の再逮捕について

教育長

引き続いて、報告事項をお願いする。

教育指導課長

それでは、三原台中学校校長の再逮捕についてご報告させていただく。

この度、警視庁は児童ポルノ禁止法違反、所持の容疑で9月10日日曜日に逮捕した三原台中学校校長、55歳、男性を9月29日金曜日に準強姦致傷の容疑で再逮捕

したと発表した。

再逮捕後の区教育委員会の対応である。1つ目が事実解明に向けた捜査の全面協力である。区の教育委員会として、引き続き、警察の捜査に全面的に協力をしていく。

2つ目に生徒への対応である。再逮捕の発表があったのを受け、全校集会を行い、副校長から本件の発生について報告をした。あわせて、生徒には全員面談を継続して実施していくことや、心のケアのこと、それから合唱コンクール等、控えている学校行事は予定どおり実施していくこととお話した。

3点目、保護者への対応であるが、逮捕された当日に本件について、一斉メール等によりご報告をした。また、10月2日の週明けに改めて書面により、本件の発生と今後の対応、相談窓口について、報告をさせていただいた。

4点目である。学校の体制であるが、引き続き、新校長が赴任するまでの間、副校長が校長の職務代理を務めていく。3名の主幹教諭及び2名の副校長補佐を中心に副校長を補佐していく。また、教育委員会からも、毎日、指導主事等を派遣して、学校における電話対応や子供たちの見守り、また教育相談等に応じているところである。

ご報告は以上である。

教育長

9月15日の前回の定例会でお話した後の続報も含まれている。

それでは、本件について、陳情、報告事項について、ご質問等があればお願いします。

仲山委員。

仲山委員

新たな被害者が出てきたということだろうか。

教育指導課長

警察からは、前回、被害を受けたという女性とは別の方だと報告を受けている。

以上である。

仲山委員

その方へのケアは、どう対応されるのだろうか。

教育指導課長

今回、被害に遭った女性の方とは直接、私どもが接触することができていない。警察等を通じて、もしそういった何かお話を伺うことや、ご相談に乗れるようなことが許されるのであれば、そのようなことについても検討していきたいと思っている。

以上である。

仲山委員

その方がさらにまた嫌な思いをする。嫌な思いどころではなくて、非常に辛い思いをすることがないように、ぜひ慎重に、絶対に外部には漏れないように、その人の

ケアをしていただきたいと思います。

教育指導課長

今回、警察からは、プレス発表するに当たって、その方が特定されないようにということもくれぐれも留意していただきたいと思いますと報道の方々にもお伝えしていると伺っている。今、私どもも同じ気持ちであるので、そういった方が二次被害、三次被害を受けないように、十分に留意していきたいと思っている。

以上である。

仲山委員

お願いする。

教育長

中田委員。

中田委員

被害に遭われた女子生徒は、今登校しているのか。あと、学校で登校を渋っているような子がいるのかどうか教えてほしい。

教育指導課長

今回、逮捕され明らかになった被害の方々だが、校長が今の学校に赴任する以前の学校になるので、かなり前の生徒さんということになる。現在、中学校に通っているという状況ではないので、今のご指摘については、当てはまる場所はない。

以上である。

中田委員

ありがとう。

教育長

ただいまの件だが、今、教育指導課長が申し上げたとおりが、現在の学校では、まさかというか、あり得ないようなことが起こったことに対する、逆に言えば、心理的なショックも大きいと思う。先ほど口頭で説明させていただいた心のケアというのは、実際の性暴力の被害だけではなくて、いわゆる誰を信じていいのだろうという心のショックについてもケアをする必要があると思って取り組んでいる。

ほかにならないだろうか。

仲山委員。

仲山委員

陳情書の内容に関することなのだが、今年の4月に更新された法律で、私も調べてみたが、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が更新された。こ

の法律の中には、今回のこの陳情の要旨に相当する部分が含まれているのかを、改めて調べていただきたい。私としては、含まれているのではという感じはするが、その辺は精査していただければと思う。

教育指導課長

正確にはまた調べて、調査の上、ご回答させていただこうと思う。
以上である。

教育長

ほかにはないだろうか。よろしいだろうか。

それでは、引き続き、陳情については継続とさせていただく。

また、本件について、続報等が出た場合については、次回以降の教育委員会で、逐一、ご報告を申し上げますので、よろしく願います。

他の継続審議中の陳情1件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日のところは継続といたしたいが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審議中の協議2件については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 教育長報告
- ② 令和5年第三回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

教育長

次に、教育長報告である。本日は、10件、ご報告をする。
報告の①については先ほどご説明をした。
それでは、報告の②番について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

では、本件の説明において、ご質問等があればお願いします。
仲山委員。

仲山委員

5ページの熱中症対策のところだが、今年度、実際に熱中症対策をした結果、事故等はなかっただろうか。それで、来年度もこの方針でやるので問題がないのか。もちろんここに書いてあるように、幾つか新しいこともするかもしれないが、今年度の状況を教えていただきたい。

保健給食課長

環境省等の基準によって、熱中症指数が31を超えれば原則運動しない、28度を超えた状態でも厳重注意をして様々な配慮をするということで運営してきた。こうした中で、他の自治体では夏休み中に死亡事故等もあった。練馬区の状況は、暑くなり始める時期で、3件ほど救急搬送になる件はあったが、いずれも軽症だった。重篤な熱中症の事例などは、本年については発生しなかった。

以上である。

仲山委員

来年度はもっと温度が上がるかもしれないので、またよろしくお願いします。

教育長

坂口委員。

坂口委員

4ページの上段だが、医療的ケア児、110名ぐらいの方がいらっしゃる。答弁ではそういう方でも、宿泊研修などのチャンスがあったときに参加したい、そのときに家族、保護者が同行できない場合は、看護師が同行するというケースが今年度も実現したのか、何人の方がこの制度をご利用になったのか知りたい。

学務課長

これまでは、医療的ケア児が宿泊を伴う場合については、当然、夜の状況が学校の

教員、またそこについていく支援員が分からないというところもあるので、保護者の方に付添いをいただくというのが大原則でやってきた。この大原則は崩すつもりはないが、保護者の方からのご意見もあったことも踏まえて、今年度から保護者の方が、例えば仕事が休めないことで付添いができない場合には、その医ケア児の方のために看護師を配置するという予算を確保したところである。お尋ねの今年度の状況なのだが、現時点では、保護者の方がやはりついていきたいというようなお話であったので、看護師を専属で配置したという案件はない。ただ、今後、そういったご希望も出てくると想定しているので、この事業については継続していきたいと考えているところである。

以上である。

坂口委員

ありがとう。多分、家族も絶対に子供1人で行ってもいいという勇気がないというか、本当についていきたいという気持ちのほうが強いのだらうと思う。でも、学校のほうにも、そういう医療的な行為があるから、普通の学校に行けない、副籍制度を利用できないというようなことと同じく、宿泊でも希望があれば、保護者の都合が悪くても参加できるという制度であることが大事かと思う。これを利用して、どなたかがまた宿泊研修にいらっしゃられるようなときがあったらと思うので、大事にしてほしい。お願いする。

教育長

ほかにないか。

岡田委員。

岡田委員

まず、先ほど仲山委員のご質問にあったプールのことに関してなのだが、私はこの熱中症対策という観点ではなくて、プールに入って水泳ができている子供の状況を教えていただきたい。大分、暑さが厳しくなってきた、プールに入ることがもう難しい状況だということを聞いている。学校でこういうデータはなかなかないと思うが、子供たちがどのくらいの日数プールに入って活動できているのか。そこら辺の細かなデータではなくてもよろしいが、現在の状況というのは減少傾向にあるのか、それとも今までどおり、あまり変わらないのかとか、お分かりになったら教えていただきたい。

教育指導課長

今年もそうであるが、昨年度から6月の時点でもう既にかかなり高い気温になってしまっていて、梅雨が明けたと思ったら、もうプールに入れる温度を超えてしまう状況がかなり続いていたと伺っている。プールの条件というのが、日よけがついているとか、日陰があるとか、また風が通るとかそういった条件で、PTが31を超えるかどうかというところもある。各学校の実施日数についての細かいデータはこれから集めようと考えているが、実質これまでコロナ前に実施していたような水泳の実施状況よりも

はるかに少ない状況であるとは認識している。

坂口委員

よろしいか。申し訳ない。今年、確かに子供たちが楽しみなプールができなかったことは聞いている。そうすると、6ページにあるような校外の民間のプール、温水プールを利用するとか、そういうのももう当たり前のように取り入れなくてはいけないのかと思ったりもする。例えば冬でも。だから、数は大変であるが、普通の屋外の学校にあるプールのみではない考え方もこれからは必要なのかと思う。

学校施設課長

今、学校プールのお尋ねというところである。教育指導課長からもご答弁させていただいたとおり、やはり夏が暑くなってきているということで、なかなか屋外のプールに入れられないという状況が続いている。現在、98校あるが、屋内にある学校は1校だけということで、屋外プールという状況である。今、建設している新しい小中一貫教育校については、小学校、中学校の共同利用するというので、現在は屋内の温水、それから可働床ということで、床が上下するプールを整備している。今後、いわゆる学校におけるプールの授業について、民間プールの活用、区立プール、それから学校にこれから1校に1個、設置をしていく必要があるのかどうか。例えば隣接する学校同士で、2校で1個のプールを使う、共同利用するといった様々な方策を今後、検討していく必要があると考えている。ただ、その際にはやはり教員の方の今度、引率をしていく、移動の手段をどう確保するのか。それから、授業時間数の関係。それから、区立プール、民間プールだと、やはり従前、利用されている方がいらっしゃるの、その方々との調整といった課題もあるので、そういうところを含めて、今後、検討していく必要があると考えている。

以上である。

坂口委員

分かった。

教育長

よろしいか。
ほかにはないだろうか。仲山委員。

仲山委員

プールに関係してなのだが、基本的なことを教えていただきたい。学校のプールはどのぐらいの頻度で水を入れ替えるのか。入れ替えた直後は冷たいと思う。そう頻繁に入れ替えるわけにはいかないと思うが。

教育指導課長

多くの学校は6月にプール開きを始めて、夏休み前に1回、一度プールを閉じると

どうか、プール活動がなくなるところで1回、入れ替えたりする学校が以前は多くあった。ただ、その間も常にろ過機が回っていて、プールの洗浄というか、水質管理はずっと続けているものだから、衛生状況を保ちながら、そういった頻度での水の入替えを考えている。

仲山委員

衛生面ではもう入れ替えなくても十分な状態を保っているということ。

教育指導課長

常に一定の塩素濃度を保ちながら、そういった汚れについてはきちんと除去できるような形で努めているので、そういったところでは問題ない。
以上である。

仲山委員

ただ、夏休み前までは、1回ためてしまうと、そのままだから、外気温に応じて、だんだん温まってしまうという、それが起こっているわけである。

教育指導課長

学校によるが、学年、低学年、高学年、小学校でいえば、低学年、中学年で水位を若干変えたりすることもあるので、常に新しい水を入れ続けているという状況もないわけではない。ただ、一度ためた水は、一定程度、一定期間、利用するということは状況としては変わらないと考えている。
以上である。

仲山委員

季節をずらしてプールの授業を行うことはできないか。

教育指導課長

実際、これまでは6月の中旬から下旬にかけてプール開きをして、9月の上旬までプールの授業を指導していたというのが実態としてある。特に学習指導要領の中で、何月にやらなければいけないといった定めはないが、今の季節的な気温の状況から、そういった一定期間ずらすということも可能かとは考えられる。今後のよりよい水泳指導の在り方については検討していきたいと思っている。
以上である。

仲山委員

やはり水の中に入って体を動かすのは重要なことだと思うので、もし可能ならずらしてもいいのかと思った次第である。

教育長

ほかにはないか。
中田委員。

中田委員

4ページの体力向上推進拠点校の指定というのは、毎年決まった学校が順番にやっているのだろうか。民間のスポーツ事業者の協力を得てということで、とてもいい取組かと思うが、その辺りを教えてほしい。

教育指導課長

東京都の研究指定校として、毎年、数校が活動しているところである。令和4年度から令和5年度にかけて、体育健康教育推進校として、谷原小学校、中村中学校の2校が指定されている。また、東京スポーツライフ推進拠点校として、昨年度は大泉学園小学校、今年は大泉第六小学校が指定されていて、それぞれの研究、運動の取組も広く、練馬区内に共有しているところである。

中田委員

まだ最近始まった取組だということでもいいのだろうか。

教育指導課長

体育に関する取組というのは、こういった東京都の事業にかかわらず、区の研究指定校として体育の研究に取り組んでいる学校も過去にたくさんあったので、特に体力というのが子供たちの全ての活力の源になるという考え方からも、体育の指導の充実には常に大切にしているところである。

以上である。

教育長

よろしいか。どうぞ。

中田委員

あと、10ページの産後ドゥーラというのは、家事ヘルパーとベビーシッターを両方しているということで、答弁の中で、家事支援、育児支援を提供するサービスではあるが、検討すべき課題である。現在それは別々の形で、取り組まれているかと思うが、それを例えば1時間家事支援にして、その後に育児支援するとか、そういう方法はできないだろうか。

子ども家庭支援センター所長

今、委員がご指摘いただいたように、子育てのサービスの中では育児支援ヘルパーという家事支援を行うサービスだとか、お子さんを預かるサービスと、様々な事業を実施している。その中で、ご指摘のように、内容を分けてサービスを利用されている方というのは実際いらっしゃるかと思っている。今回、ご質問をいただいた産後ドゥ

ーラは、今お話しいただいたように、産後ドゥーラという研修を受けて担い手になっている方がサービスを提供するものである。この部分については、ドゥーラの講習を受けていらっしゃる方というのが現在、あまり多くない状況の中で、区としてサービスとして適用していくのは難しいというところでこのようなご答弁をさせていただいた。繰り返しになるが、育児支援、それから家事支援をニーズに応じて、様々なサービスを使っていただいて、支援をさせていただいているということである。

以上である。

中田委員

分かった。

教育長

よろしいだろうか。
ほかにないだろうか。
仲山委員。

仲山委員

ヤングケアラーに関するところなのだが、8ページである。「ねりまホッとアプリプラス」が導入されたが、ここに寄せられてくる相談の現状を教えてもらいたい。例えば、これを導入したから声を吸い上げることが大分できるようになったとか、そのようなことで現状について教えていただければと思う。

学校教育支援センター所長

ただいま「ねりまホッとアプリプラス」についてご質問いただいた。今、詳細な数字は手元に持っていないが、サービス開始以降、お子さんから様々なご相談をいただいている。友達とけんかしてしまったとか、お母さんに怒られてしまったといった日常のお子さんの悩みから、クラスのお友達のことで困っていることがあるんだといったような、少し深刻な悩み、様々なお悩みをいただいているところである。具体的には現在、ヤングケアラーに関して深刻なご相談は入っていないと承知しているが、多くのお子さんからいろいろなご相談をいただいて、それを学校のほうにつなげて、支援へつなげていると認識している。

以上である。

仲山委員

それだったらいいが、大体1日にどのぐらい受けているのだろうか。

学校教育支援センター所長

サービス開始から、日によってまちまちだったりもするが、大体、1日5件前後のような形になっている。

以上である。

仲山委員

それは同じ方もいらっしゃるか。

学校教育支援センター所長

同じお子さんが何度か登場して、ご相談いただいたというケースもある。
以上である。

教育長

よろしいだろうか。
ほかにはないだろうか。
それでは、ないようであればこちらを終了させていただく。

- ③ (仮称)練馬区幼保小連携推進方針〔素案〕に寄せられた意見と区の考え方について
- ④ 練馬区幼保小連携推進方針について

教育長

それでは、報告の③、④をお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

では、ただいまの件についてご質疑等あったら、お願いします。仲山委員。

仲山委員

変更されたところで、資料2の4ページのNo.5である。意見の概要の中に具体的な例示やデータを挙げたほうがよいというのがあって、そこは変更したわけだが、具体的なデータというのは、この資料3-2のどこに出ているのだろうか。

教育施策課長

もともと資料3-2の27ページ以降に、昨年度実施をした幼保小連携に係る実態調査の記載をさせていただいている。区内の幼稚園、保育園、私立、区立、そしてまた小学校、こういった関係者に取組の実態や課題の認識を調査させていただいて、これらを踏まえて、こういった方針をまとめたところである。いただいたご意見としては、学習や生活に支障を来すというような言い回しがあるわけなのだが、例えばそれが子供たちにとって、どのような事例につながっているのかということかと思う。なかなか子供たち自身がどう受け止めているのかということのお話であるので、例えば区内の子供たち、そのうち何人の子供が、何%の子供がということはお示しづらいが、幼保小連携の取組がその後の小学校において、学びと成長をつなげていくためには重要な取組であることや、場合によっては不登校の要因にもなりかねないといっ

た観点があるということ为例示として国のほうも挙げている。子どももそのように認識をしているので、今般、一部方針の中でそういった旨を追記させていただいたところである。

以上である。

仲山委員

分かった。どうもありがとう。

教育長

ほかにないか。坂口委員。

坂口委員

この幼保小連携の過去を平成28年度からずっと挙げてあるので、非常によく分かった。皆さんが本当にたくさんの用事を抱えていて、それで連携するプログラムもなかなかつくりにくいだろうと思う。だから、17ページを見ても、28年度も29年度も、200人ぐらい、幼稚園の先生と保育所。それから、小学校は校長の出席である。なぜかずっと同じような先生が、ずっと講演会のようにしてくださって、それで皆さんが日頃から幼稚園で大切にしている内容を非常に分かりやすく伝えてもらったとかいろいろな感想をおっしゃっている。皆さん、こうやってちゃんと幼稚園と保育園、それから小学校は同じスタンスで新しい1年生を迎えようという、これは一つの研修だろうと思う。

それで、実際に個別にやったという学校のページ、21からずっと出ていて、ある小学校でこういう内容でやったと。私はこれをずっと見ていて、22ページ、富士見台小学校はプログラムが、支援が必要な子供の状況とかスタートカリキュラムの内容とか個別の心配ごとというか、そういうことについて迎えようという。つまり、入学時までにはこれだけのことをやっておいてくれということではなく、もっと踏み込んだことをやっていらっしゃるなと思った。例えば23ページは、開進第二小学校だけでやったのではなくて、開進地区の幾つかの学校がジョイントでやっていらっしゃる。気になる子供の指導とか、そういう形で、非常に問題をきちんと捉えてやっていらっしゃって、これから新1年生の就学相談が始まる10月とか11月など、これは行事のようにやっていらっしゃるというのが非常によく分かった。

そうすると、今度は27ページからはどういうことをやったかと非常に詳しくアンケートを挙げてあって、特に28、29ページの中に、もうそれは当然なのだが、なかなかできなかったとある。結局、実施割合は、33%ということである。できたところはこういう非常に役に立ったことを挙げていらっしゃるが、できなかったのは、やはり時間がないとか、年度計画の中に組み込まれていないとか、立地的に離れているからなかなか行けなかったとか、コロナウイルスのことなど理由があって、これは正直なアンケートだと思って見た。

30ページに、実施したが53%、むしろできなかったとか、このアンケートも皆さんの本音が出ていると思う。それでも、何かこういう年間、全体の学校長と幼保の

先生方との講演会みたいなのがあり、それから地区ごとに研修会があり、そこで終わっていると。本当は入学後の子供たちの様子とか、何か支援が必要なときに、その気軽に連絡を取り合うとか、そこまでいけているのかとか、これだけの子供たちを小学校に預ける、よろしくといったら、それっきりなのかとか、そのところが少し気になる。幼保小連携と言いつつも、連携をこのときだけ集中している。それで、その後どうしたのだろうかとか、そんなことが気になっていた。子供たちは生きているから、それぞれ支援が必要な子たちにとっては、幼保時代のいろいろな向き合い方が非常に役に立って、担任になった小学校の先生たちには非常に参考になるとか、そういう事例がないのかとか、あるいはそれを求めておられるのではないかと類推していた。現場のことなので答えにくいと思うが、何かお話があったら伺いたい。

教育施策課長

今、委員から、資料もご紹介いただきながら、ご指摘等いただいたところである。例えば研修の内容については、私どもも協議会などでご意見を伺い、やはり特別支援に係る内容を中心にやってほしいとか、具体的にプログラムをつくって、カリキュラムをつくってやっている学校の事例を紹介してほしいとか、その時々で、テーマ、研修の内容も変えている。やり方として、校長先生、園長先生が集まる研修と、5歳児担任、1年生担任、担任の先生が集まる研修と、2通りの研修を実施している。

次に、お話をいただいた懇談会である。こちらは毎年、定例的に行っているものだが、区内を8つの地区に分けて、当番校というのだろうか。その地区の学校に、そのエリアにいらっしゃる幼保の方々にお集まりをいただいて、学校と一緒に勉強したり、意見交換をしたりというところである。もちろん、この中でも個別の子供たちに対する引継ぎや支援の内容の共有なども行っている。ただ、具体的にA君、Bさんというような個人個人の支援が、こういった懇談の場があってもなくても、学校と幼保のところで連携しながら、情報共有、意見交換を行っているというものである。

アンケートの部分に関しては、委員からもお話があった。これは令和3年度の実績を私どもは調査をかけたので、やはりコロナの影響が大きく出ている。そこで、私のほうも実施したという回答と、実施できなかったという回答。実施ができなかったというのは、やるつもりであった、やる予定だったができなかった。問題なのは、実施しなかった。実施しなかったというのはなぜかというところを聞き及んでいる。その中で、やはり学校の事情、幼保の事情がある中で、全ての区内の関係者や施設が、一律同様にとはまだまだ至ってないと思っている。こういった実施状況であったり、支援の必要性に関しては、取組は一步一步であると思うが、だんだんと連携ができる関係性であったり、お互い顔を見合わせて、常日頃からお話ができる関係を構築されてきていると思っている。例えば、校長先生自ら、A君が入学してくるとなったときに、A君の保育園の様子を見に行くこととか、また、幼保側からA君が小学校に上がってどのように過ごしているかといった個別の取組も深まっていると認識をしている。

最後になるが、こういった深まってきているという良い傾向を、押しなべて全ての施設に定着をしていただくこと。そして、個別の支援だけではなくて、お互いの教育目標や教育課程というものを共有しながら、よりよい幼保小の接続に向けて、一緒に

考えていく。こういった環境づくりに関して、私どもが、これまで以上に尽力していかなければならない、そのような認識を持って次のステップということで今、準備を進めているところである。

以上である。

坂口委員

いいだろうか。

教育長

どうぞ。

坂口委員

本当にありがとう。私、このアンケートのまとめ方は何と正直で、実態を書いてくださったかと思う。やはりできなかった、できないというのはなぜかというまで問いかけてやっていらっしゃるし、教育委員会に対しての要望があるかという質問もあって、すごく私はこのアンケートを見ながら少し感動した。ありがとう。ぜひ進めてほしいと思う。

教育長

ほかにないだろうか。仲山委員。

仲山委員

大変細かい話で恐縮だが、これはもう印刷してしまったのか。というのは、2ページにグラフがあるが、そこが何か大変見づらい。せっかくの内容がなかなか目を凝らさないといけない。特に見づらいのは、下のほうの背景が紫のところ、黒で文字が印刷してあるものだから、これはもう少し背景を薄くしたほうがいいのではないかという。本当に細かいことで恐縮だが、もう既に印刷が終わってれば仕方ないが、次回のところでも構わないので。

教育施策課長

大変ためになるご指摘ありがとうございます。印刷に関しては、必要部数は、既に印刷をして配布等しているところだが、私どももデータで、学校や幼保の方々にご提供したりしている。元データをちゃんと直して、今後、ご活用いただくに当たって、より見やすい、分かりやすいというところ、今のお話の点も気をつけていきたいと思っている。ありがとう。

教育長

ほかにないだろうか。岡田委員。

岡田委員

最終的に私の意見ということになるかと思うが、先ほどご説明いただいて、子供への影響や子供のつまずきが不登校の要因にもなりかねない観点からも、幼児教育と小学校教育の円滑な接続が重要であるという。これは文科省の布石なのだが、これを踏まえてこういう指針をつくられたというのがすごくよかったと思う。

それで、この中身を各幼稚園、保育園、学校が、これに基づいて取り組んでくださると、とてもいいかと思う。そこで、私の意見になるが、例えば7ページなのだが、(4)に家庭教育への支援というのがある。結論を先に申し上げると、保護者の方をぜひこの連携の活動に巻き込んでいただければありがたいということである。というのは、21ページに懇談会のことが書いてあるが、これは各園、各学校の管理職の方たちの集まりで、こういう情報交換とかをやる。これはこれでとても大事かと思うが、7ページのところで、やはり家庭教育への支援をうたっているので、教員同士の交流ということではなくて、例えば小学校に入学する前に、幼稚園や保育園の園児を抱えている保護者の方対象の保護者会をやって説明をやるとか。もっと丁寧な学校の取組が考えられるかとも思ったが、これは私が知らないだけで、今、こう申し上げているのかもしれない。幼稚園、保育園の保護者の方を説明会だけではなくて、もっと授業参観とか、そういうのにも呼んでいただいて、小学校というのはどういうところかということをもう少し見せることも必要なのではないかと思う。その辺、実態がどうなっているか分かってないので、そういう実態がもしあれば教えていただきたいという質問を含めて、意見を申し上げた。

以上である。

教育施策課長

こちら、7ページに記載があるとおり、家庭教育という言葉を使わせていただいているが、保護者の方々の理解、ご協力が何よりも大切だということでは間違いのないところである。例えば、幼稚園、保育園、小学校、それぞれの園庭開放や公開授業や授業参観やいろいろな場面で、保護者の方が教員や保育士の方と直接やり取りもする、ご相談をする、説明をする、そういった場面もちろんある。また、全ての学校が実施できているわけではないが、幼稚園保護者の保護者会に、学校の教員がお邪魔して、そして保護者の皆様に対して、入学を控えた子供たちのために、こういう観点で、ご家庭でもご協力いただきたいというような取組も始まっているところである。委員のおっしゃっているところは、そういった場面、場面をどんどん増やして、保護者の方も一緒にということ、情報提供だけではなくて、もっと一緒にやってもらう、当事者意識を持ってもらうということかなと思っている。具体的に何を何回やるというようなことでは決してないが、そういった意図を持って、こういう取組をどんどん広げていく。学校においても、私立、区立の幼稚園、保育園においてもということに関しては、私どももそういったいい事例を広く区民の関係者にお知らせして、働きかけをしていきたいと考えている。

以上である。

岡田委員

今のお話で少し安心したが、こういうことをもっと積極的に広めていただければありがたいと思う。私、神奈川県某市の幼稚園と小学校の連携の様子を見させていただいて、保護者の方がとてもよかったというお話、そこに参加した保護者の方のお話を伺って、ぜひこういうのがいいかとは思った。学校や幼稚園も、忙しい中で大変だと思うが、背景が不登校の子供たちへとか、そういうこともあるので、ぜひ精力的にやっていただければと思った。どうもありがとう。

坂口委員

いいだろうか。

教育長

坂口委員。

坂口委員

付け加えるならば、小学校入学前の児童を持つ保護者は非常に子供も関心があるし、親たちも初めての学校に対する大変な関心がある。そういうタイミングにきちんと学校へいらっしゃいと呼んでいただいて、学校の中を見ていいとか、そういうのはその親子にとっては、いい出会いのときになるかと思う。学校に預けるという形になるので、保護者がしっかり子供を見て、その子供の環境、実際の現場を体験することは、スタートに本当に大事なことだと思う。今のお話を伺っていて、そうだ、そうだ思っていた。ぜひ願います。

教育施策課長

お答えはほぼ同じ内容になってしまうわけなのだが、両委員からおっしゃっていただいた点、保護者の方々、場合によっては、いろいろな情報が多過ぎて、どう情報に向き合えばいいのか分からないというような声も聞いている。そしてまた、核家族化や地域の関係性の希薄化で、誰に相談していいのか分からないというような声も、幼保小の現場だけでなく、幅広く行政に、教育委員会にいただいているところである。この幼保小連携の取組というのは一つの切り口だが、子育て支援、保護者、子供を取り巻く環境を整えるということに関しては、今、教育委員会全体で取り組むべき大きな課題かと思っている。その上で、幼保小、入学のために、子供たちのためにという点についても、いろいろな情報提供や相談というところも充実していきたいと考えている。

以上である。

教育長

中田委員。

中田委員

まとめた後に申し訳ない。今の話を聞いていて、私が思ったのは、懇談会が10月、

11月に多く行われていて、学校入学前が対象になるかと思う。この段階では、担任の先生とかがまだ分からない状態だと思う。なので、入学して担任の先生がはっきり決まってから、もう1回、連携を取ったほうがいいかと思う。やはり、ご家庭の様子を幼稚園、保育園のときの家庭の状況を結構、先生たちはよく分かっていたりする。その情報を秘密というか、保護者の方を交えないで、実際こういうご家庭であるという知識というか、こういう対応をしてきたとか、困った点とかそういうのをやはり担任の先生は知っておくのはすごく大事な事かと思うので、そういう入学してから、担任の先生が決まってからの連携が大事と思っている。結構、幼稚園の先生、保育園の先生は、若くして辞められてしまったりするので、もうそのお子さんが2年生、3年生になったらもういらっしやらない可能性もまたあることから、1年生の早い段階で保護者対応において困った点などを共有することが大事かと思った。

以上である。

教育施策課長

今、中田委員からお話しいただいた点も、まさにそのとおりかと思っている。繰り返したが、懇談会というものは、一定の時期に、ある場所で、関係者を多く集めてという場であるが、この懇談会の機会に限らず、幼保側の関係者と小学校の関係者が情報を密にということ。これを今までは、やっている人はやっている、なかなかそこまで取り組めていない方も中にはいらっしやったという状況かと思う。こういった取組を面的に広げていくということや、あと小学校の先生からお聞きする中では、やはり幼保のときに幼保の先生方がその子供に対してどういう支援をしていたのか。そしてその支援というものが、保護者と協議をした結果、こういう支援をしている。そういう情報が非常に重要な貴重な情報だということも聞き及んでいる。それぞれ関係者、従前は時間をつくってやり取りをするというのが難しい場面もあったかと思うが、コロナを契機に、例えば少しオンラインでお話できないかとか、そういうことも広がってはきている。もちろん、個人情報の取扱いに関しては双方、気をつけながらということであるが、今、委員からいただいた点についても、私どもも今後も広く関係者に訴えかけていきたいなと思っている。

以上である。

教育長

私からも。まず、小学校1年生に上がるときには時期、時期の転機があると思う。ちょうど今頃である。あなたのお子さんは、何とか小学校に行く。就学通知書というのが配られる。その後、就学時健康診断というのがある。なので、この中にもあるが、『もうすぐ1年生』というのは、今頃、配付することになっている。気の早い方にとっては、ランドセルも早々と買ってしまったりしているが、まずこの半年ぐらい前が一つの転機。それで、私もこの幼保小連携で部長として関わったときにびっくりしたが、保護者は五十音ぐらい全部、読み書きできなければ駄目なのではないかと思っておられた。ところが、小学校の先生に言わせれば、自分の名前が平仮名で識別できればそれで結構。下駄箱の名前とか、そういうのが分かればいい。五十音は小学校にな

ってからでも全く遅くはないし、私どもがやるということで、そこはいわゆる保護者の感覚と学校の先生の感覚は違ったのを私も鮮烈に覚えている。

次に、直前になったら、まず今度はいつ入学式があるとか、担任の先生はどうだというのは中田委員がおっしゃったとおりで、これは4月にならないと発表にならない。ただ、都教委も、今年の人事異動から、今まではいつの間にか先生が人事異動でいなくなってしまったというのが、少なくともお別れができるような時期に、3月20日過ぎぐらいにオープンになるようにということで、知らないうちに先生がいなくなってしまったということがないようにはしている。ある意味ではそういうこともあるわけだが、新1年生の方については、担任が決まらないとということがあると思う。なので、最初に保護者会を開くというようなことで、折々のところで、先ほど教育施策課長が申し上げたようなことを取り混ぜて、それで何とかいい形に思っている。今までは、幼保小、幼と小と、保と小はつながりがあったが、この三角形になったのは、このこども家庭部ができて以降の話である。平成24年以降の話で、やっとこのような形が形として現れたということである。いずれにしても、委員の皆様からのご指摘を踏まえて、幼保小連携については着実に進めるようにということで、事務局としても頑張っていく。

以上である。

では、よろしいだろうか。

それでは、次に、報告の⑤をお願いします。

⑤ 練馬区立向山小学校校舎等改築スケジュールの変更について

学校施設課長

資料に基づき説明

教育長

本件について、何かご質疑等はないだろうか。

仲山委員。

仲山委員

教えていただきたいが、入札不調というのは具体的にはどういうことだったのだろうか。

学校施設課長

今回、入札に関しては、6つの会社がこの入札に参加した。その中で、1社だけがいわゆる応札、入札の札を入れたという状況、残りの5社については入札を辞退されてしまった。応札をした1社についても、金額が我々の予定価格よりも大幅に超えていたというところで、その後、その業者との随意契約等々も成り立たなくなったということで、不調になったという経緯である。

以上である。

教育長

入札の仕方は大きく分けて2通りあって、工事の契約は、上限は幾らであると、何十億円とか初めから出してしまっていて、逆に言えば、それ以下でないと契約できないというのをオープンにするやり方がある。学校の改築工事はそのようにやっている。こちらは賃借契約であるので、物品購入とかというのは教えないのである。予定価格を非公開でやる。だから、もし例えば物品購入とかこういう今回の改築なんかを落札しようとするれば、幾らがボーダーかというのが分からないとできない。そこに難しさがあって、逆に言えばいわゆる不正行為というのはそれを探りたくて行われてしまうという現状がある。

今回の場合については、賃借契約だから、幾らが予定価格が分からないので、結果的に、我々が予定していた価格と相手が入札に提示した金額が大幅に乖離をしていた。中には不調随意契約という手法がある。少し安くしてくれればできるのだがというときには、お互い交渉をして、分かったということで、その会社をお願いをすることがあるのだが、今回は乖離が激しすぎてもうそういう調整もなかったと。私どももこれについては、今までの実績、去年までの仮設校舎の実績に恐らく世間相場でこのぐらい上がっているだろうということとをさらに上乘せをしてやったにもかかわらず、世の中の中の相場が私ら以上に金額が超過していたということである。そういうことによって行われたもので、不調には価格オープン型。これは工事だけである。あと、委託とか物品購入は全部非公開であるということである。特に物とか委託とかというのは去年も今年もそんなに変わらないので、逆に言えば去年落札した価格が大体参考のボーダーにはなるが、学校の改築工事の仮設というのは、学校によって大きさとか形とかいろいろ条件が違うので、なかなか読みづらいところがあったと思う。したがって、そういうことで1年遅れるということになった次第である。

仲山委員

現在、業者は決まったのか。まだ決まっていない。

教育長

決まっていない。入札をもう1回やり直すのである。

仲山委員

やり直すわけか。

教育長

はい。もちろん、業者の募集をして、それでやり直すことになる。

仲山委員

ということは、この変更後の日程もまたさらに変更する可能性もあるということだろうか。

学校施設課長

今、教育長からも説明をさせていただいたが、現在、こちらの入札をもう1回、行うということで、今、ちょうど議会のほうで補正予算のご審議をお願いしているところである。その中でこの向山小学校の仮設校舎の予定金額、債務負担行為という形になるが、こちらの増額をお願いして、ご審議をいただくというところである。その上で、ご議決いただいたら、実際に再度、入札の手続に入るところである。こちらのほうについても、入札を早々にやらせていただいて、早い段階で仮設校舎の業者を決定する。これによって、十分な工期を確保して、こちらの変更後のスケジュールに間に合うように仮設校舎の建設を進めるために、現在、事業を進めている。

以上である。

仲山委員

1年延びたことによる、何か教育上への影響はないのだろうか。

学校施設課長

まず、1年間延びることに関しては、全体的なスケジュールが、やはり1年延びるというところである。これについては、既に学校のほうにも連絡をして、保護者の方、地域の方にも説明をしている。影響としては、本来、体育館の空調を令和6年度に設置をする予定であったが、こちらのほうはいわゆる受変電設備の取替えを工事の中で実施をする予定にしていたが、こちら1年延びてしまう。そのため、空調の設置については令和7年度に延びるといった影響が出ている。

教育長

保護者とか地域の説明は。

学校施設課長

保護者の方、それから地域の方に関しては、実際に今、向山小学校では町会、PTA、学校関係者からなる改築懇談会を設置しているが、こちらの委員の皆様には個別に説明をさせていただいている。また、保護者の方には、学校を通じて、説明の文書を配付している。そのほか、町会の回覧板、それから近隣の住宅へのポスティング、幼稚園、保育園への掲示といったもので、様々、周知を図っているところである。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ほかにあるか。よろしいだろうか。

それでは、以上とさせていただいて、⑥の説明をお願いします。

⑥ 中村橋区民センターの大規模改修工事に係る説明会の開催について

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

では、ご質疑等があればお願いします。
よろしいでしょうか。
それでは、これについては以上とさせていただきます。
次に、⑦の報告をお願いします。

⑦ 練馬こども園の認定について

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

本件について、ご質問等があればお願いします。
よろしいでしょうか。
それでは、資料5については以上とさせていただきます、⑧の報告をお願いします。

⑧ 練馬こどもカフェの新規店舗について

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの件について、ご質問等があればお願いします。
坂口委員。

坂口委員

この場所、私はあまりよく分からないのだが、規模としては、何人ぐらいの乳幼児とその母親とかが見えるのだろうか。

こども施策企画課長

こちらはレンタルスペースということで、大体30平米ぐらいの部屋があるということになっているので、多ければ5組から6組程度の親子が参加いただけると考えている。
以上である。

坂口委員

分かった。ありがとう。

教育長

よろしいか。

ほかにならないだろうか。

ないようであれば、次に移らせていただく。

それでは、⑨の報告をお願いします。

⑨ 保育園入園申請のオンライン化の開始について

保育課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの件について、ご質問等があればお願いします。

坂口委員

中身が非常に簡便化されて、今の若い家族にとっては非常に便利。去年、5,000件と言われたが、まだ増えるかもしれない。お疲れさまである。

教育長

よろしいだろうか。

それでは、以上とさせていただきます、⑩の報告をお願いします。

⑩ 外遊び型子育てのひろば（おひさまぴよぴよ）の拡充について

子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ご質問等あればお願いします。よろしいか。

以上とさせていただきます。

⑪ その他

教育長

これで、当方でご用意した報告案件は以上であるが、事務局から何かあるか。

事務局

現在のところ、ほかにない。
以上である。

教育長

委員の皆様方から何かあるか。よろしいか。

それでは、最後に、本年の10月15日をもって坂口委員の任期が満了となる。委員は2期8年にわたって教育委員をお務めいただいた。

それでは、坂口委員より、ご挨拶をお願いしたい。

坂口委員

それでは、読ませていただく。

教育委員としての任務を果たした8年間の長い間、公教育というこの単語を重く受け止めていた。文科省の下、国の教育環境はどの子供たちも平等に受ける権利があり、大人としてそれを守り、実行する義務があることを思い知った。当初はどうやって教育の中にICTを取り入れるか、まず電子黒板を各校2個ずつ配置してというような段階だった。そしてパンデミック。あっという間に全ての子供たちにタブレットが渡され、学校教育のシステムが鮮やかに変化してきた。多分、10年後ぐらいには、このコロナ関連の教育体制は歴史的に検証されるときがあるのではないかと思うぐらいである。

私は、地域でこども食堂、健康学習、高齢者・障害者のためのボランティアなどを続けてきた経験と合わせても、この会議ごとに提示されるあらゆる課題は難解で不明だらけだった。歴代の教育長、指導課長、各部署の皆様にご教わりながら、ご迷惑もおかけし、また新鮮な刺激もいただいた。出前教育委員会も、直接、学校現場に伺えるのが楽しみだった。教科書選定のときの準備、緊張も関係者の皆様にご適切な助言をいただきながら、精いっぱい与えられた責務を果たし、ほかに代え難い貴重な体験をさせていただいた。練馬区のこども園のここと児童相談所と子ども家庭支援センターの併設、中学生の海外派遣事業など、多くの独自の企画が順調に進み、区民に喜ばれる成果が得られることを願っている。

本日までお世話になった全ての皆様にご心から感謝申し上げます。微力ながら、教育専門家ではない普通の市民感覚で素朴に教育について発言したことが、幾らかのお役に立ったのなら望外の喜びである。深くお礼を申し上げます。ありがとう。

教育長

ありがとう。

それでは、以上をもって第19回教育委員会定例会を終了とする。